

ふくいの未来へつなぐ環境学習事業業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和8年度に実施するふくいの未来へつなぐ環境学習事業（以下「本業務」という。）に適用する。

2 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

3 業務の目的

昨今の異常気象やさまざまな自然災害の甚大化などの多発により、将来の不安が高まっており、脱炭素社会や持続可能な社会を構築するためのさまざまな取組みが進められている。そこで、将来の地域社会の担い手となる子どもたちが、県内で進められている環境に配慮した取組みや技術を見て、聞いて、体験して学ぶことで、環境問題の解決に向けて理解と関心を高めることを目的とする。

4 業務内容

本業務は、学習会の企画・運営・設営・広報をはじめ、県や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的な学習会開催および学習会の映像化に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は、以下の仕様に沿ったものとする。

(1) 学習会の企画について

① 実施内容

- ・ 県内の環境に配慮した先進的な取組みや、環境保全に寄与する技術を有する企業・団体の協力を得て、小学生を対象にした環境について学ぶ体験活動と座学をセットにした学習会を開催する。
- ・ 学習会の様子を映像化し、学校現場で活用できるようにする。
- ・ 学習会の実施回数は年間6回以上とする。ただし、各回のテーマは必ずカーボンニュートラルについて学ぶ内容であること。内容については以下ア-1)～3)に基づくものとする。なお、学習会は3種類以上実施するものとする。

ア 各学習会のテーマについて

- 1) 省エネや再生可能エネルギーなどからカーボンニュートラルについて学ぶ
- 2) 自然環境保全からカーボンニュートラルについて学ぶ
- 3) ごみ減量化やリサイクルなどからカーボンニュートラルについて学ぶ

イ 体験活動について

- ・ 主に屋外等での調査活動や体験活動を設定し、参加者同士が交流できる内容とすること。
 - (例1) 再生可能エネルギーの発電機キットの制作など
 - (例2) 希少な野生動植物、身近な野鳥や水辺の生き物の観察など
 - (例3) 海洋プラスチックごみを利活用したものづくり体験など

ウ 交流の場の設定について

- ・ 環境に配慮した取組みを行う企業や団体との交流の場も積極的に設定すること。

工 雨天・荒天等の対応

- ・延期日程や変更内容（屋内での活動への変更）など、具体的な代替案も企画提案すること。

② 実施期間

- ・契約締結日から令和8年10月30日（金）までに学習会を6回以上実施すること。

③ 実施場所

- ・実施場所は、福井県内に限る。

④ 参加者について

- ・対象者は、県内の小学校に通う児童とする（小学校4年生以上を想定し、保護者の参加も可とする）。
- ・参加者数は、児童のみで合計120名以上を見込むこととし、保護者の人数は含まないものとする。

(2) イベントの運営について

① 準備関係について

ア 物品の確保

- ・本業務に必要な物品は、受託者において用意すること。また、調達にあたっては、地域の活性化を考慮し、地元で生産される県産品等の活用を努めること。
- ・物品の確保に必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

イ 実施場所の事前準備および撤収について

- ・実施場所の管理者または管理団体との連絡調整および利用手続きは、受託者が行うこと。
- ・実施場所の利用に必要な一切の経費は受託者が負担すること。
- ・参加者が安全に参加できるよう、実施場所の安全確認および事前準備を行うこと。
- ・撤収作業についても、受託者の責任において行うこと。

② 実施体制について

- ・適切かつ円滑に本業務を遂行するための体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、県や関係者等との連絡調整、必要な手続きを行うこと。
- ・進捗状況については、県に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに県に連絡のうえ、調整すること。
- ・参加者への連絡は、受託者が行うこと。
- ・不測の事態に備え、参加者や運営スタッフの傷害保険、並びに損害保険の加入手続きは、受託者が行うこと。また、緊急対応が可能な体制を整えること。

③ 業務遂行中の事故等および損害やクレームの対応について

- ・業務遂行に際しては、人身事故、物損事故、その他本業務の遂行に際して発生が想定される事故を未然に防止する義務を負うものとする。
- ・本業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において速やかに適切な対応を取ること。また、受託者は速やかに県に報告すること。
- ・クレームがあった場合は、速やかに、適切な対応を取ること。また、その内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告すること。
- ・事故等またはクレームについて、受託者は、解決に向けて誠意のある対応を取ること。また、その対応の経過について、速やかに県に報告すること。
- ・事故等で発生した損害に対する経費は、受託者が負担するものとする。

④ 各学習会終了後の報告について

- ・各学習会終了後10日以内に実施報告書（任意の様式）を県に提出すること。
- ・実施報告書には、活動の概要（日時、場所、参加人数、実施内容、参加者の感想）を記載するとともに、活動中の写真を添付すること。
- ・4-(1)-①-エの内容についても、終了後10日以内に実施報告書（任意の様式）を県に提出すること。

⑤ イベントの広報・参加者の募集について

- ・参加者募集に係る一切の業務については、受託者で実施すること。
- ・参加者募集に係る必要な経費は、受託者が負担すること。
- ・小学校への募集案内等の資料配布を希望する場合は、事業実施の1か月前までに（夏休み期間中に実施する場合は令和8年6月15日（月）までに）電子媒体にて県環境政策課に提出すること。
（本事業においては、小学校への印刷物の配布は実施しないこと。）

(3) 動画制作

① 目的

- ・地球温暖化への対応を通じた地域人材の育成について学ぶことができる動画とする。
- ・社会の第一線で活躍する企業による環境に配慮した取組みを学ぶことで、脱炭素や地球温暖化を身近な問題として捉え、自分事として考える契機とする。

② 教材化について

- ・本事業の実施状況を記録した動画を制作し、福井県ホームページに掲載することで、学校教育等において活用可能な教材として整備する。

③ 動画の内容について

- ・本事業に参加した小学生の視点を通して、地球温暖化に対する県内企業等の取組み（「緩和」および「適応」）を分かりやすく学ぶことができる内容とする。

④ 動画教材の構成について

ア 県内企業等の取組み（7～8分）

座学・見学の内容、体験活動の様子、参加者のリアクション等を含めて構成する。

イ 学習会後の参加者のコメント（2～3分）

参加を通して得られた気づきや新たに生じた疑問等を取り上げる。

⑤ 動画の活用方法について

- ・「総合的な学習の時間（SDGsにおける地球温暖化）」、「社会科（特色ある地域の暮らし、私たちの生活と環境）」、「キャリア学習」等における導入教材または補助教材として活用することを想定して作成する。

5 業務実施計画書の提出

受託者は、事業に着手する際、各回の業務実施計画書（任意の様式）を提出するものとする。なお、業務実施計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- ・各回の学習会の具体的な実施事項
- ・開催スケジュール
- ・安全対策（事故等の未然防止策、事故等発生時の対応策等）
- ・総括責任者および業務責任者、連絡責任者

6 成果品

(1) 成果品

以下の成果品を福井県が指定する日までに提出すること。

- ・業務完了報告書（任意の様式）
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの一式
- ・福井県ホームページに掲載する動画一式
- ・その他本業務で作成または取得した資料一式

※原則として、紙媒体1部、電子データ（Word, Excel等）一式で提出すること。

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

(2) 納入先

福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL: 0776-20-0301 FAX: 0776-20-0734

E-mail: kankyou@pref.fukui.lg.jp

7 特記事項

(1) 本業務の実施について

- ・県担当者と密接な打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持すること。

(2) 本業務を通じて取得した個人情報等について

- ・契約書（案）別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」第9-3に従い、これを証明する書面（別紙様式8）を提出すること。
- ・契約書（案）別紙2「個人情報取扱特記事項」第3-2に従い、講じた措置について書面（別紙様式9）を提出すること。

(3) 成果品に関する権利について

受託者の固有の知識および技術を除き、県に帰属する。

(4) その他

- ・受託者は関係法令を遵守し、その適用および運用に関しては受託者の責任において適切に行うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。